○静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令

(昭和51年6月3日静岡県警察本部訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、本部長が処理する事務(静岡県公安委員会事務専決規則(昭和62年県公委規則第8号)第2条の規定により本部長が専決することのできる事務を含む。)の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(本部長決裁事項及び部課長等専決事項)

- 第2条 本部長が処理する事務のうち、本部長の決裁を受けなければならない事務及び 部課長等が専決することができる事務は、別表1に定めるところによる。
- 2 別表1に列記した事務以外の事務(公安委員会の権限に属する事務を除く。)については、別表1の基準に照らし、本部長の決裁を受け、又は部課長等が専決するものとする。

(署長の専決事項)

第3条 別表2に列記した事務については、署長が専決することができる。

(異例に属する事務の処理)

第4条 部課長等又は署長は、前2条の規定により専決することのできる事務であって も、重要又は異例と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならな い。

(軽易な事務の専決)

第5条 部課長等又は署長は、その専決することのできる事務のうち軽易な事務は、必要により所属の職員に専決させることができる。

附則

- 1 この訓令は、昭和51年6月10日から施行する。
- 2 静岡県警察事務決裁規程(昭和38年県本部訓令第11号)は廃止する。

附 則(昭和52年3月12日県本部訓令第4号)

この訓令は、昭和52年3月22日から施行する。

附 則(昭和53年3月17日県本部訓令第3号)

この訓令は、昭和53年3月22日から施行する。

附 則(昭和54年1月18日県本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年2月22日県本部訓令第5号)

この訓令は、昭和54年3月5日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日県本部訓令第9号) この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月28日県本部訓令第16号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月26日県本部訓令第6号) この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日県本部訓令第9号) この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年7月8日県本部訓令第14号) この訓令は、昭和56年7月16日から施行する。

附 則(昭和 56 年 8 月 29 日県本部訓令第 15 号) この訓令は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 10 月 31 日県本部訓令第 20 号)抄 1 この訓令は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和57年11月4日県本部訓令第8号) この訓令は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月13日県本部訓令第2号)抄 1 この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則(昭和58年3月16日県本部訓令第5号) この訓令は、昭和58年3月22日から施行する。 [以下略]

附 則(昭和59年3月26日県本部訓令第4号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日県本部訓令第8号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月14日県本部訓令第5号) この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(昭和60年12月13日県本部訓令第14号) この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月20日県本部訓令第2号) この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年1月29日県本部訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年12月23日県本部訓令第12号) この訓令は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日県本部訓令第5号) この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日県本部訓令第14号) この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月2日県本部訓令第20号) この訓令は、平成元年5月7日から施行する。

附 則(平成元年8月1日県本部訓令第27号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月27日県本部訓令第30号) この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成2年2月6日県本部訓令第2号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月26日県本部訓令第10号) この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月10日県本部訓令第19号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年8月31日県本部訓令第22号) この訓令は、平成2年9月1日から施行する。 附 則(平成2年12月28日県本部訓令第26号) この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年3月1日県本部訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月1日県本部訓令第4号) この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年8月8日県本部訓令第14号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年2月28日県本部訓令第3号) この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月21日県本部訓令第8号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。 [以下略]

附 則(平成4年3月25日県本部訓令第12号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月29日県本部訓令第23号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年1月7日県本部訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月19日県本部訓令第11号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月30日県本部訓令第22号) この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成6年2月7日県本部訓令第2号) この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日県本部訓令第13号) この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(平成6年5月10日県本部訓令第17号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日県本部訓令第25号) この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月28日県本部訓令第33号) この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成7年4月25日県本部訓令第13号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月28日県本部訓令第25号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月27日県本部訓令第11号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年5月8日県本部訓令第12号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年10月17日県本部訓令第20号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日県本部訓令第13号) この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月1日県本部訓令第21号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月8日県本部訓令第17号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月24日県本部訓令第19号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月6日県本部訓令第11号) この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(平成12年6月22日県本部訓令第17号) この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年10月20日県本部訓令第23号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年11月24日県本部訓令第24号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月1日県本部訓令第3号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年5月22日県本部訓令第13号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月6日県本部訓令第19号) この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日県本部訓令第6号) この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日県本部訓令第10号) この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日県本部訓令第16号) この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 2 月 28 日県本部訓令第 2 号) この訓令は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成15年3月6日県本部訓令第4号) この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成15年5月1日県本部訓令第16号) この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 13 日県本部訓令第 23 号) この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。 附 則(平成16年1月27日県本部訓令第1号) この訓令は、平成16年1月27日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 28 日県本部訓令第 18 号) この訓令は、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 28 日県本部訓令第 21 号) この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 30 日県本部訓令第 22 号) この訓令は、平成 16 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成17年2月24日県本部訓令第1号) この訓令は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成17年3月18日県本部訓令第5号) この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日県本部訓令第14号)

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号) 附則第 1 条第 4 号に掲げる施行の日の前日までの間、改正後の静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令別表 1 の 850 の項及び 851 の項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定により行うことができる道路交通法の一部を改正する法律第 3 条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則(平成17年4月26日県本部訓令第17号) この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

附 則(平成17年10月24日県本部訓令第26号) この訓令は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日県本部訓令第 29 号) この訓令は、平成 17 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日県本部訓令第 14 号) この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成18年3月31日県本部訓令第18号) この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 25 日県本部訓令第 30 号) この訓令は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 6 日県本部訓令第 33 号) この訓令は平成 18 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成19年3月8日県本部訓令第5号) この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成19年5月17日県本部訓令第20号)

この訓令中別表 1 に 911 の項から 921 の項までを加える改正規定及び別表 2 に 162 の項から 166 の項までを加える改正規定は平成 19 年 6 月 1 日から、その他の改正規定は制定の日から施行する。

附 則(平成19年5月30日県本部訓令第25号) この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年9月13日県本部訓令第40号) この訓令は、平成19年9月19日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 12 日県本部訓令第 45 号) この訓令は、平成 19 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成20年1月24日県本部訓令第1号) この訓令は、平成20年1月24日から施行する。

附 則(平成20年2月28日県本部訓令第5号) この訓令は、平成20年2月28日から施行する。

附 則(平成20年3月6日県本部訓令第7号) この訓令は、平成20年3月6日から施行する。

附 則(平成20年3月6日県本部訓令第11号) この訓令は、平成20年3月25日から施行する。 附 則(平成20年3月19日県本部訓令第22号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月22日県本部訓令第31号) この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年6月20日県本部訓令第33号) この訓令は、平成20年6月20日から施行する。

附 則(平成20年6月24日県本部訓令第34号) この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年9月4日県本部訓令第40号) この訓令は、平成20年9月4日から施行する。

附 則(平成20年10月30日県本部訓令第48号) この訓令は、平成20年10月30日から施行する。

附 則(平成20年11月19日県本部訓令第52号) この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年11月18日県本部訓令第51号) この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年11月20日県本部訓令第53号) この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月8日県本部訓令第56号) この訓令は、平成20年12月8日から施行する。

附 則(平成21年3月17日県本部訓令第11号) この訓令は、平成21年3月23日から施行する。

附 則(平成21年3月25日県本部訓令第16号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日県本部訓令第19号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成21年5月21日県本部訓令第33号) この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年5月21日県本部訓令第32号) この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月18日県本部訓令第38号) この訓令は、平成21年6月18日から施行する。

附 則(平成21年8月19日県本部訓令第43号) この訓令は、平成21年8月19日から施行する。

附 則(平成21年9月29日県本部訓令第49号) この訓令は、平成21年9月29日から施行する。

附 則(平成21年12月3日県本部訓令第62号) この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成21年12月10日県本部訓令第63号) この訓令は、平成21年12月10日から施行する。

附 則(平成22年2月25日県本部訓令第5号) この訓令は、平成22年2月25日から施行する。

附 則(平成22年3月8日県本部訓令第7号) この訓令は、平成22年3月8日から施行する。

附 則(平成22年3月19日県本部訓令第12号) この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

附 則(平成22年3月11日県本部訓令第8号) この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月15日県本部訓令第26号) この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則(平成22年5月20日県本部訓令第28号) この訓令は、平成22年5月20日から施行する。 附 則(平成22年6月21日県本部訓令第33号) この訓令は、平成22年6月21日から施行する。

附 則(平成22年5月20日県本部訓令第29号) この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年7月7日県本部訓令第37号) この訓令は、平成22年7月7日から施行する。

附 則(平成23年3月7日県本部訓令第4号) この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成23年3月15日県本部訓令第14号) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月7日県本部訓令第18号) この訓令は、平成23年4月7日から施行する。

附 則(平成23年4月14日県本部訓令第19号) この訓令は、平成23年4月14日から施行する。

附 則(平成23年7月7日県本部訓令第23号) この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年9月21日県本部訓令第28号) この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年1月26日県本部訓令第1号) この訓令は、平成24年1月26日から施行する。

附 則(平成24年3月30日県本部訓令第7号) この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日県本部訓令第17号) この訓令は、平成24年5月17日から施行する。

附 則(平成25年3月5日県本部訓令第3号) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月14日県本部訓令第8号) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日県本部訓令第9号) この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日県本部訓令第13号) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月4日県本部訓令第25号) この訓令は、平成25年7月4日から施行する。

附 則(平成25年7月18日県本部訓令第28号) この訓令は、平成25年7月18日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 20 日県本部訓令第 2 号) この訓令は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日県本部訓令第 14 号) この訓令は、平成 26 年年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日県本部訓令第 21 号) この訓令は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日県本部訓令第 24 号) この訓令は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附 則(平成27年2月20日県本部訓令第2号) この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日県本部訓令第4号) この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の別表 1 の 701 及び 7 03 の項の改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成27年3月20日県本部訓令第10号)

この訓令は、平成27年3月20日から施行する。

附 則(平成27年3月26日県本部訓令第11号) この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月29日県本部訓令第13号) この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日県本部訓令第10号) この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日県本部訓令第19号) この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月9日県本部訓令第22号) この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成28年7月22日県本部訓令第24号) この訓令は、平成28年7月22日から施行する。

附 則(平成28年9月8日県本部訓令第26号) この訓令は、平成28年9月8日から施行する。

附 則(平成28年9月29日県本部訓令第28号) この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月15日県本部訓令第33号) この訓令は、平成28年12月15日から施行する。

附 則(平成28年12月22日県本部訓令第34号) この訓令は、平成29年1月3日から施行する。

附 則(平成28年12月26日県本部訓令第36号) この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日県本部訓令第5号) この訓令は、平成29年3月12日から施行する。 附 則(平成29年3月30日県本部訓令第17号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月13日県本部訓令第18号) この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則(平成30年3月30日県本部訓令第6号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日県本部訓令第19号) この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年1月17日県本部訓令第3号) この訓令は、平成31年1月17日から施行する。

附 則(平成31年3月15日県本部訓令第10号) この訓令は、平成31年3月18日から施行する。

附 則(令和元年8月22日県本部訓令第6号) この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和元年11月21日県本部訓令第9号) この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日県本部訓令第9号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月8日県本部訓令第13号) この訓令は、令和2年5月8日から施行する。

附 則(令和2年10月8日県本部訓令第22号) この訓令は、令和2年10月8日から施行する。

附 則(令和2年11月26日県本部訓令第24号) この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年5月20日県本部訓令第12号) この訓令は、令和3年5月20日から施行する。 附 則(令和3年8月23日県本部訓令第17号) この訓令は、令和3年8月26日から施行する。

附 則(令和3年11月11日県本部訓令第22号) この訓令は、令和3年11月11日から施行する。

附 則(令和3年12月24日県本部訓令第24号) この訓令は、令和4年1月4日から施行する。

附 則(令和4年3月4日県本部訓令第8号) この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年3月23日県本部訓令第16号) この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和4年3月30日県本部訓令第23号) この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月28日県本部訓令第24号) この訓令は、令和4年4月29日から施行する。

附 則(令和4年5月13日県本部訓令第26号) この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年6月9日県本部訓令第27号) この訓令は、令和4年6月9日から施行する。

附 則(令和4年7月8日県本部訓令第28号) この訓令は、令和4年7月8日から施行する。

附 則(令和4年9月15日県本部訓令第29号) この訓令は、令和4年9月15日から施行する。

附 則(令和4年9月29日県本部訓令第30号) この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日県本部訓令第31号) この訓令は、令和4年12月23日から施行する。 附 則(令和5年3月16日県本部訓令第17号) この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県本部訓令第20号) この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県本部訓令第21号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日県本部訓令第25号)抄(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 (静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年県条例第39号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令別表1の218の項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び」とする。

附 則(令和5年3月31日県本部訓令第26号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日県本部訓令第29号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日県本部訓令第39号) この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年8月31日県本部訓令第45号) この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日県本部訓令第7号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日県本部訓令第9号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和6年3月29日県本部訓令第11号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日県本部訓令第12号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月12日県本部訓令第15号) この訓令は、令和6年7月14日から施行する。

附 則(令和6年9月11日県本部訓令第21号) この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月19日県本部訓令第22号) この訓令は、令和6年9月19日から施行する。

附 則(令和6年9月26日県本部訓令第23号) この訓令は、令和6年9月26日から施行する。

附 則(令和6年9月26日県本部訓令第24号)

この訓令は、令和6年9月26日から施行する。ただし、別表1の779の項の改正規 定は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年10月25日県本部訓令第26号) この訓令は、令和6年10月25日から施行する。

附 則(令和6年12月19日県本部訓令第32号) この訓令は、令和6年12月19日から施行する。

附 則(令和7年2月4日県本部訓令第4号) この訓令は、令和7年2月4日から施行する。

附 則(令和7年2月20日県本部訓令第5号) この訓令は、令和7年2月20日から施行する。

附 則(令和7年3月21日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。ただし第2条及び第4条の規定は、 令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年3月25日県本部訓令第11号) この訓令は、令和7年3月25日から施行する。

附 則(令和7年3月27日県本部訓令第12号) この訓令は、令和7年3月28日から施行する。

附 則(令和7年5月14日県本部訓令第16号) この訓令は、令和7年5月14日から施行する。

附 則(令和7年8月29日県本部訓令第30号) この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

附 則(令和7年9月1日県本部訓令第31号) この訓令は、令和7年9月12日から施行する。

別表 1

番号	事	務	内	容	主管課	本部長 決裁	部長等 専決	課長等 専決	摘要
	岡県公安 安委員会	安委員会 会規程 所の制定	静岡県規則 会規則、静岡 とび静岡県公 住又は改廃の	岡県公 公安委	各課等共通	0			
	警察本部 定又は改	部訓令》 女廃(月 訂正等	本部告示、青 及び例規通通 用語又は字句 等軽易な改正 ること。	達の制 可の置	各課等共通	0			
	警察本部 定又は改	部訓令》 女廃(月 訂正等	本部告示、 及び例規通通 用語又は字句 穿軽易な改正 ること。	達の制 可の置	警務課		0		所管所属の申請に基 づき改正
1 /1	出する詩	養案及で	委員会の会議 び資料(定例 を除く。) (列的な	各課等 共通	0			
5	県議会 ること。	会関係の	の答弁資料に	こ関す	各課等 共通	\circ			
6	重要な	よ施策の	の立案に関す	するこ	各課等共通	0			重要なものの例 警察運営の方針、予 算又は制度の改廃、 各部門に関連し、又 は県下全署にわた り、若しくは社会的 反響の大きい各種の 指導取締りの実施等
		いている	(本部長の) るものを除ぐ		各課等 共通		0		
8	重要 <i>た</i> ること。	で行事記	計画の策定に	こ関す	各課等共通	0			重要なものの例本部長の出席を求めて行う式典、会議若しくは催しもの等年間の主要行事

別表 2

番号	事		務 内 容	摘要				
101		1	第25条第1項に規定する施設占有者に対する報告又は資料の提出の求めに関すること。					
	遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号)	2	第25条第2項に規定する特例施設占有者 に対する報告若しくは資料の提出の求め又 は保管物件の提示の求めに関すること。					
		3	第26条第1項又は第2項に規定する施設 占有者又は特例施設占有者に対する指示に 関すること。					
102		1	第28条に規定する特例施設占有者の指定 に係る申請書の受理等に関すること。					
	遺失物法施行規則 (平成 19 年国家公安委員会 規則第 6 号)	2	第29条第1項に規定する指定特例施設占 有者の公示事項の変更届出の受理に関する こと。					
	WERTAT O (J)	3	第29条第3項に規定する指定特例施設占 有者の第28条第3項に掲げる書類の記載事 項の変更届出の受理に関すること。					
		1	第2条第1項に規定する特例施設占有者 に対する指定通知書の通知に関すること。					
	静岡県公安委員会特例施 設占有者の指定等に関する	2	第2条第2項に規定する特例施設占有者 に対する不指定通知書の通知に関するこ と。					
	規則 (平成 19 年静岡県公安委員 会規則第 28 号)	3	第4条に規定する特例施設占有者の指定 の取消しに係る聴聞及び指定取消通知書の 通知に関すること。					
		4	第6条に規定する特例施設占有者に対する指示に係る弁明の機会の付与に関すること。					
201	職員の部分休業に関すること。							

以下(別表2)省略